

清須市保育園等 令和8年度 希望届 〈正式申請ではありません。〉				基本指数①		基本指数②		調整指数		合計指数		管理番号	
1 □	ふりがな			性別	□男 □女	生年 月日	□令和 □西暦			年齢 (R8.4.1時点)	歳		
	児童氏名						年	月	日				
	住所	〒 - 清須市							兄弟入所 (R8.4.1時点)		歳児 保育園		
	連絡先	- - (□父 □母)				- - (□父 □母)							
2 □	入所を希望する保育園等	第1希望				第3希望							
		第2希望				第4希望							
		□上記、裏面の保育園等以外でも制限なく入園を希望する※第5希望以降は裏面備考にご記入ください。											
	きょうだいで申し込む場合	同時入園について		□きょうだい全員が入園できない場合、入園を希望しない □きょうだいでお一人のみでも入園できる場合、入園を希望する									
入所園について		□きょうだいで同じ園に入園できない場合、入園を希望しない □きょうだいで異なる園でもよい											
入所希望日		令和 年 月 日											
入所を希望する時間		午前 時 分から 午後 時 分まで						土曜保育		□有 □無			
3 □	現在の保育状況		(例) 育休中、父または母がみている、祖父母がみている、託児所を利用している など										
	過去の入園歴		□過去に清須市内の保育園等に入園したが、育児休業取得により退園となったことがある。(保育園等名: 、 年 月退園)										
	健康上・発達上、気になる点												
4 □	保護者①(主たる生計者) (入所希望日の状況)		□就労(週 日、1日 時間⇒月合計 時間) □求職活動 □出産 ⇒ 予定日 年 月 日 □介護等( 時間/月) □疾病等(病名: 手帳: ) □就学( 時間/月)										
	保護者② (入所希望日の状況)	就労の場合 A~C全て ご記入下さい	A	□就労中 □育休取得中 ⇒ 年 月 日まで □就労内定 ⇒ 就労予定日 年 月 日									
			B	□正規社員(会社役員含む) □派遣等 □パート勤務 □内職 □自営業 ⇒ □中心者 □協力者 ⇒職種危険度□有(居宅内のみ)									
			C	週 日(□月 □火 □水 □木 □金 □土) 1日 時間( 時 分 ~ 時 分) ⇒月合計 時間 時短勤務 □無 □有 1日 時間( 時 分 ~ 時 分) ⇒月合計 時間 ※時短勤務有の場合は、時短勤務後の月合計時間にて調整を行います。									
その他の場合		□求職活動 □出産 ⇒ 予定日 年 月 日 □介護等( 時間/月) □疾病等(病名: 手帳: ) □就学( 時間/月)											
5 □	家族構成 (児童と同一敷地内の家族・同居人)	氏名		続柄	生年月日	勤務地、学校名等							
		保護者①		ふりがな		S・H	勤務先名: 住所: 通勤時間: 往復 時間 分						
		保護者②		ふりがな		S・H	勤務先名: 住所: 通勤時間: 往復 時間 分						
		きょうだい・祖父母等				・							
						・							
家庭の状況		□ひとり親 □在宅障害 □生活保護 □該当なし											

※裏面に注意事項が記載してありますので、必ず確認してください。

備考	第5希望	第8希望	受付印
	第6希望	第9希望	
	第7希望	第10希望	
-----			

**【 注 意 事 項 】**

- この希望届により、令和8年度中（令和9年3月入園まで）の途中入園の調整を毎月行います。調整不要となった場合や内容に変更が生じた場合は児童保育課までご連絡ください。
- 令和9年度当初入園(令和9年4月以降の入園)を希望される場合は、**別にお申し込みが必要となります。**詳細は、清須市広報又は市ホームページをご確認ください。
- 「入所を希望する保育園等」欄に記載のあった園（第5希望以降ある場合は裏面備考欄を含む）で調整を行います。また、全園での調整を希望する場合は公立、私立問わず市内の全ての認可園で調整を行います。
- 私立の園への入園を希望される場合は、料金、保育時間等公立の園と異なる点がありますので、**事前に見学会にご参加いただき、必ず説明を受けてください。**見学会へ参加せず内定された場合、早急に見学会へ参加していただくことがあります。
- 希望届に記入していただいた内容により入園調整を行いますので、内定後にご提出していただく書類（就労証明書等）と内容に乖離<sup>かいり</sup>がある場合には内定を取り消しさせていただくことがあります。
- 途中入園の調整は毎月上旬に行い、内定された方に対して毎月10日（10日が閉庁日の場合は、その後最初の開庁日）から3開庁日以内に児童保育課から電話にてご連絡します。  
※調整の結果、**ご案内できない場合の連絡はありません。**
- 内定のご連絡の際、電話等が繋がらず、その後折り返しのご連絡がないままの状態が5営業日間続いた場合、内定を辞退されたものといたします。
- 内定が決定した場合は、保護者への内定連絡と同時に、希望届に記入していただいた内容を内定園に情報提供させていただきます。
- 希望の園への内定を辞退された場合、次の月以降の入園調整の際に**調整(減点)**させていただきます。調整は、令和8年度途中入園にのみ適用されます。
- 育児休業の期間延長等のため、「保育園入所不承諾通知書」が必要な場合は、別に申込書を記入していただく必要がありますので、児童保育課までお申し出ください。

市記載欄	/	
	/	
	/	
	/	
	/	